山形大学博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」におけるプログラム3年次進級要件,博士後期課程進学試験及びプログラム進級試験実施要領

令和2年2月26日

(趣旨)

- 第1条 この要領は、山形大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)第9条の2第2項及び第13条の2の規定並びに山形大学大学院における博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」 運用規程第10条に基づき、博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」(以下「本プログラム」という。)を履修している学生の次の各号に掲げる事項について、必要なものを定めるものとする。
 - (1) 本プログラム3年次への進級要件
 - (2) QE(Qualifying Examination:博士後期課程進学試験及びプログラム進級試験をいう。) (プログラム3年次進級要件)
- 第2条 本プログラムの3年次進級要件は、次の各号の全てを満たし、かつQEに合格することとする。
 - (1) 大学院規則第19条に規定する修了要件を満たすこと。
 - (2) 本プログラムが定める1,2年次履修基準の授業科目を修得すること。

(審査条件)

- 第3条 QE のうちプログラム進級試験を受験することができる者は、本プログラムを履修し、前条各号に掲げる要件を満たす見込みがあり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たした者とする。
 - (1) 英語による国際学会発表1件を発表済み又は英文予稿1件を投稿済みであること。
 - (2) 査読付学術論文 1 件(英語を推奨し,査読付プロシーディングも認める)を投稿済みであること。

(審查申請)

- 第4条 QE の受験を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、フレックス大学院教育ディレクター(以下「教育ディレクター」という。)及び申請者の所属専攻の専攻長(以下「所属専攻長」という。)並びに主指導教員の承認を得た上で、次に掲げる書類を、申請者の所属研究科の研究科長(以下「所属研究科長」という。)及びフレックス大学院プログラムコーディネーター(以下「プログラムコーディネーター」という。)に提出しなければならない。
 - (1) QE 受験申請書(別記様式第1号)
 - (2) 研究計画書(別記様式第2号)
 - (3) プログラム進級試験受験要件確認書(別記様式第3号)
- 2 申請の提出期限は、別に定める。

(通知及び付託)

- 第5条 プログラムコーディネーターは,前条第1項に定める書類を受理したときは,所属研究科における博士後期課程進学試験(以下「進学試験」という。)の実施のため,所属研究科長にその旨を通知する。
- 2 前項に加え、プログラムコーディネーターは、前条第1項に定める書類を受理したときは、プログラム進級試験(以下「進級試験」という。)の実施を教育ディレクターに付託する。

(進級試験に係る審査委員の選出)

- 第6条 教育ディレクターは,第4条第1項に基づく申請について,進級試験を実施するため,進級試験審査委員として、協力教員の中から3人以上の教員を選出する。
- 2 前項の場合において、審査のために必要があるときは、協力教員に代えて、専門的知識及び経験を有する者を選出することができる。

(進級試験に係る実施方法)

- 第7条 進級試験は、本プログラムが教育目標に掲げる資質並びに能力に関する発表に加え、口頭試問により審査する。
- 2 審査の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(進級試験審査結果の報告)

第8条 進級試験審査委員は,進級試験が終了したときは,進級試験の結果を,教育ディレクターに報告しなければならない。

(進級試験の判定)

第9条 プログラムコーディネーター及び教育ディレクターは、前条の報告に基づき、進級の可否について審議し、決定する。

(QE の判定及び報告)

- 第 10 条 プログラムコーディネーターは、前条に基づく進級試験の判定結果及び所属研究科における 進学試験の判定結果に係る報告を受けて、QE の合否について判定する。
- 2 プログラムコーディネーターは,前項の判定結果を,大学院基盤教育機構長及び所属研究科長に報告する。

附 則(令和 年 月 日)

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 山形大学博士課程 5 年一貫教育プログラム「フレックス大学院」におけるプログラム 3 年次進級要件,博士後期課程進学試験及びプログラム進級試験に関する規程(令和元年 8 月 29 日制定)は廃止する。

別記様式第1号(第4条関係)

別記様式第2号(第4条関係)

別記様式第3号(第4条関係)